

令和8年度海岸漂着物等地域対策推進事業漂着ごみ組成調査業務仕様書

1. 適用

令和8年度海岸漂着物等地域対策推進事業漂着ごみ組成調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務では、島根県松江市・益田市・知夫村の海岸において、長期的に、継続して漂着ごみの組成や存在量を把握し、さらに、それらの経年変化を把握することを目的としている。

3. 業務の実施

本業務の実施にあたっては、県と十分調整を行い、本業務に関係する以下の関係法令等の内容を十分に理解した上で行うものとする。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律
- ・環境省が策定した「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）

4. 業務場所及び履行期間

業務場所 島根県松江市・益田市・知夫村 地内（調査海岸3箇所、調査回数各海岸1回）

履行期間 契約締結日から令和9年3月4日（木）まで

5. 実施体制

（1）実施体制の整備

受注者は、本業務を確実に執行できる必要な人員の確保など体制を整えること。

なお、県から書面による承諾を受けた場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。

ただし、この場合、受注者は当該第三者に契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させること。

（2）主任技術者

受注者は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任技術者」という。）を定め、業務全般にわたり管理を行わせること。

6. 業務打合せ・協議記録簿

業務打合せ・協議記録簿は、打合せ協議後、すみやかに作成し、相互確認のうえ、発注者に提出すること。

7. 業務の内容

（1）計画準備

業務の目的、趣旨を把握した上で特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務に必要な作業計画、方法、工程及び作業編成、人員計画等を準備し、業務計画書を作成する。

（2）現地踏査

現地踏査とは、海岸漂着物状況の把握、調査計画等のための事前調査をする。

（3）漂着物調査

ガイドラインにより調査を行う。

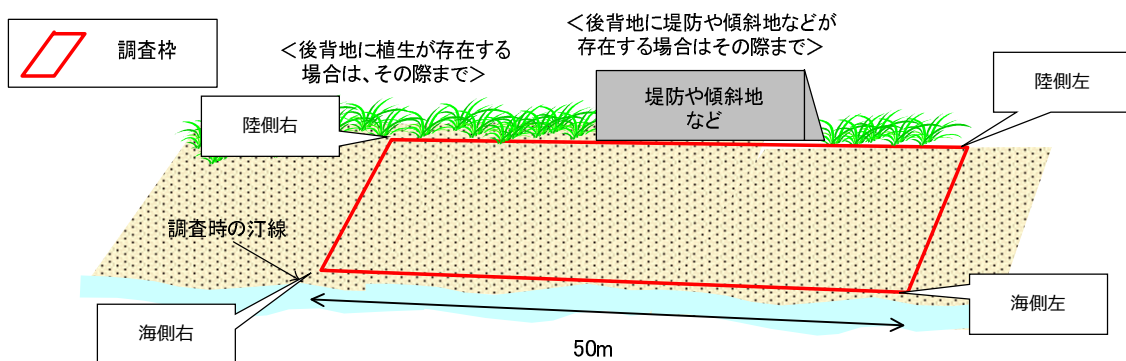
1）調査時期

調査時期は令和8年11月～令和9年2月の漂着物の多い時期を想定している。出水時のような異常時を避け、常態的な様子の時に調査を行う。

2) 調査範囲

環境省モニタリング調査手法に従い、漂着ごみの調査範囲は、汀線方向の幅を50mとして、調査時の海岸汀線から海岸の後背地（植生があるところ）までの間を対象とする。なお、継続して同じ場所で調査できるところを選定する。

海岸の奥行きが広く（30m以上）、ごみの量も多い場合に、後背地（植生があるところ）まで全ての範囲を対象とすることが困難な時には、潮汐による年間の汀線の移動範囲か、汀線から30mまでのどちらか広い範囲を調査対象とすることも可能である。その場合、データシート（ガイドライン別紙5）の奥行きチェック欄に記載する。



3) 調査対象ごみ

環境省モニタリング調査と同様に長さ2.5cm以上のごみを調査対象として、回収する。

なお、2.5cm未満のごみであっても分類表に記載の項目のうち、発生源推定に資するもの（たばこの吸い殻、カキ養殖用まめ管など）は回収する。

4) 分類

2)で設定した調査範囲にある漂着ごみについて、分類表（ガイドライン別紙4）に従って分類する。分類表は、「必須項目」と「オプション項目」の2構成となっている。「必須項目」は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定している。「オプション項目」は、必須項目を細分化したもので、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択するものとする。また、「必須項目」及び「オプション項目」に記載がないが、調査対象としたい項目がある場合は、分類表に適宜追加し、分類・記録する。

なお、各必須項目の合計と各オプション項目の合計は一致するように記入する。漁具については、ガイドライン別紙7を参考に分類すること。「プラ分類」とは、プラスチックの用途別にごみの発生量を集計するための分類であり、環境省が集計のために利用するものである。

また、回収したごみが、破損等により元の製品の一部のみであった場合は、元の製品が推定できる場合は元の製品として分類し、推定できない場合は破片に分類する。例えば、回収したプラスチックごみが色や形状等によって漁業用ブイであると推定出来る場合は「プラスチック ブイ」に分類し、推定できない場合は「プラスチック 破片」として分類する。なお、破片等の分類、特定に当たっては、風による飛散等の対応を行うこと。

ペットボトル、ボトルのキャップ・ふた、浮子（ブイ）については、記載されたバーコードやラベル等の表記が読み取れるものについては、言語の特定を行い、ガイドライン別紙6に従って分類する。

5) 計測

データシート（ガイドライン別紙5）に示した項目毎に、最小要件として『「個数」と

「重量」』、または『「個数」と「容量」』を計測し、記録する^(※)。可能であれば、『「個数」・「重量」・「容量」』の全てを計測する。なお、「破片」類や「灌木」に分類されたものは、「個数」を計測しない。

(※)「重量」と「容量」は比重を用いることにより相互変換可能である。

6) 記録

5) の計測結果を分類表(ガイドライン別紙4)に沿って項目毎にデータシート(ガイドライン別紙5)に記入する。それに加え、調査のメタ情報として下記の項目を記録する。

- ・調査日時
- ・調査範囲の緯度経度
- ・調査範囲の海岸汀線から海岸の後背地までの距離
- ・海岸基質(砂浜、岩等)

データシート(ガイドライン別紙5)は、必須項目を計測する場合は「データシート①」、必須項目に加え、オプション項目を計測する場合は「データシート②」を使用する。

また、ペットボトル、ボトルのキャップ・ふた、浮子(ブイ)については、バーコードやラベル等から表記が特定することができるものについて、データシート(ガイドライン別紙6)に記入する。

(4) 報告書作成

調査業務の成果として、調査概要書、調査資料(実施年度の状況や前年度、過年度との比較等)、環境省報告用データシート等の作成を行う。

(5) 打合せ協議

打合せ協議について、業務着手時1回、中間打合せ1回、成果物納入時1回を見込んでいる。

8. 報告書の提出

調査報告書 1部

報告書の電子データを収納した電子媒体(CD-R) 2部

9. その他

(1) 環境への配慮

現地踏査等により「改訂しまねレッドデータブック」に記載のある貴重種の存在が確認された場合、若しくは文献等により貴重種の存在の可能性がある場合は、業務計画に反映し、その取扱いに留意すること。また、調査実施区域に国立公園や国定公園等の規制区域を含む場合は、調査実施に際しては自然公園法等の関係諸法令を遵守すること。

(2) 測量・調査等にあたっての刈払い

測量・調査等にあたって刈払いを行う場合は、切り口を低くし、かつ、平滑になるようにして作業の安全を確保する。

(3) 受注者は、業務の実施に当たり、この仕様書に定めのない事項や明確に判断しがたい事項は、その都度発注者と協議の上作業を進めること。

(4) 成果品はすべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を得ずして他に公表、貸与、使用等してはならない。

(5) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害はすべて受注者の責任において処理するものとする。

(6) 本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。